

2020年 6月30日  
常任理事会  
2019年10月21日  
常任理事会

(文部科学大臣所轄・学校法人)  
学校法人酪農学園ガバナンス・コード

学校法人酪農学園

# 目 次

第1章 自主性・自律性	1
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的	
第2章 安定性・継続性	3
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	7
3-1 学長、校長等	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性	8
4-1 学生・生徒に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 大学を設置する学校法人としての透明性の確保	11
5-1 大学を設置する学校法人としての情報公開	
附. 注記の説明（概要）	13

## 第1章 自主性・自律性

私立学校（以下「私学」といいます。）は、教育基本法（注1）及び学校教育法（注2）並びに私立学校法（注3）に基づき、建学の精神・理念に基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、社会の発展と安定に不可欠な有為な人材の育成・輩出に大きく寄与するとともに、地域社会においては、高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人酪農学園（以下「当法人」といいます。）は、設置する酪農学園大学（以下「大学」といいます。）並びに酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校（以下「高校」といいます。）が、今後とも建学の精神に基づき、私学としての使命を果たしていくために、また、すべての職員はその使命を具現する存在であるために、大学を設置する文部科学大臣所轄の学校法人（注3③）として、日本私立大学協会（注4）の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した学校づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生・生徒をはじめ様々なステークホルダーに対し、当法人が有する教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、教育機関としての価値の向上を目指していきます。

### 1-1 建学の精神

(1) 当法人の建学の精神並びに養成する人材像は、次のとおりです。

教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、聖書の教えに基づいて、「神、人、土を愛する三愛主義」を建学の精神とした人格の完成を目指し、加えて、「健土健民」（注5）の教えのもと、高邁な学識と技能を有する知行合一の有能な農業人並びに社会の人材を養成することを目的とする。

### 1-2 教育と研究の目的

(1) 大学における建学の精神に基づく教育目的等

大学の教育目的及び研究目的は、次のとおりです。

#### ① 大学の教育目的及び研究目的

キリスト教の精神によって人間教育を行い、農業の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって「神、人、土を愛する三愛主義」に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。

#### ② 農食環境学群の教育目的及び研究目的

農食環境学群は、建学の精神に基づき、生物資源の循環・再生、食料の生産・加工及び流通・消費並びに食と健康、さらに農業を含めた環境に関する専門分野において、それらが有機的に関連するよう体系づけられた学

群であり、農学とその関連科学の教育・研究によりフードシステムの持続的発展と自然環境の保全並びに農食文化の進展に貢献することを目的とする。

③ 獣医学群の教育目的及び研究目的

獣医学群は、建学の精神に基づき、獣医学、獣医保健看護学とその関連科学の総合的な教育・研究により、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群であり、専門知識・技術及び総合的な判断力を有する人材を養成し、国際的視野に立って動物と人の健康保持と食料の安定供給及び環境保全に寄与することを目的とする。

(2) 高校における建学の精神に基づく教育目的等

「神、人、土を愛する三愛主義」をもって、キリスト教的全人教育並びに農業科学の教育を行い、国際化時代を担うにふさわしい良識ある社会人、実践的な農業人を養成することを目的とする。

また、併せて設置する通信制課程において教育機会の多様化の必要性に応え、生徒が実学的に学ぶことで将来設計する力を養成することを目的とする。

(3) 中期計画の策定と取組み

- ① 安定した経営を行うために、理事会において、大学の認証評価（注6）を踏まえて、中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、適切な中期計画を策定します。
- ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、常勤の理事で構成する常任理事会で把握・管理し、その結果を学内外に公表するなど、透明性のある学校法人運営・学校運営に努めます。
- ③ 財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、非常勤の理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を一層高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも、教育職員はもとより事務職員等の人材養成・確保等に努め、それぞれの職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣は、教育職員及び事務職員等（以下「教職員」という。）と中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど当法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期計画の視点
  - ア 建学の精神に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
  - イ 学生・生徒中心の教育改革の具体策
  - ウ 経営・ガバナンス強化策
  - エ 学校法人・教学部門双方の積極的な情報公開
  - オ 財政基盤の安定化策
  - カ 設置校の安定的な入学定員の確保策
  - キ 設置校の教育環境整備計画
  - ク 教育・研究のグローバル化、学園情報のICT化策

ケ 計画実現のための OODA（みる・わかる・きめる・うごく）ループ（注7）の実行

#### (4) 私学としての社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生・生徒を中心に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団（注8）、地方自治体、父母等の保護者、教職員、卒業生、地域・社会の構成者等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に経営を進めます。
- ③ 多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、人種や心身の機能の障害を理由とする差別解消への対応等、多様性への対応を進めます。

## 第2章 安定性・継続性

私学は、教育・研究及びその成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対してその説明責任を負っています。

その設置者である学校法人は、経営の安定性と継続性を図り、設置校の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割  
ア 理事会は、当法人のすべての業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等  
ア 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管するとともに、当法人内に公示します。  
イ 理事会は、業務執行者から適切な報告がなされるように運営します。
- ③ 理事（設置校運営責任者である学長及び校長を含む。）の業務執行の監督  
ア 理事会は、理事に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に設置校の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。  
イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長及び校長への権限委任  
ア 学長及び校長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の業務執行にかかわる権限の一部を学長及び校長に委任しています。

- イ 学長が副学長や学群長等、校長が副校長や教頭を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
- ウ 各々の所掌する校務等の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図っています。
- ⑤ 実効性のある開催
  - ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、付議する事項については、事前に全理事で共有しています。
  - イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 理事及び監事（以下「役員」という。）は、次による損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
  - ア その任務を怠り、当法人に損害を与えた場合
  - イ その職務を行なう際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合
- ⑦ 役員が当法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員が当法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任理事会を構成する常勤の理事を指定し、各々の役割を定めています。
- ③ 理事の選任及び解任については、寄附行為（注9）等に定めています。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、当法人のために忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 当法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

### (2) 常勤理事の役割

- ① 常勤である学内理事は、知識・経験・能力を活かし、経営面、教育面、人事面、財産面、資金面等について、設置校の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

- ② 教職員の身分を有する理事については、理事就任中は教職員の身分を停止等し、理事としての業務を遂行します。

(3) 非常勤理事の役割

- ① 非常勤理事として、私立学校法に規定する外部理事（注3④）を複数名選任します。
- ② 外部理事は、当法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の審議に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事に対し、十分な研修の機会を提供し、その内容の充実に努めます。

## 2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、学校法人酪農学園監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、当法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、当法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会へ報告します。さらに、理事会及び評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。
- ② 監事は2～3名置くこととします。

(3) 監事監査

- ① 監事は、監事監査規程に基づき監査計画を定め、関係者に通知します。
- ② 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、会計監査人及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修の機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

## 2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。

- ① 会計年度毎の予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ その他当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、当法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際理事長は、事前に、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員



#### (1) 評議員の選任

① 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 当法人の教職員の中から選出された候補者のうちから、理事会において選任した者

イ 当法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者

ウ 当法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聴いて、理事会において選任した者

② 評議員は、当法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

#### (2) 評議員への研修機会の提供と充実

① 評議員に対し、付議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

設置校の運営責任者である学長及び校長の任免は、寄附行為に基づく諸規程において「理事長が、評議員会の意見を聴き、理事会の承認を経て、任命する。」とあり、また、「学長は、学校教育法の規定に基づき、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」、「校長は、学校教育法の規定に基づき、高校の校務をつかさどり、所属職員を監督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、設置校の教学運営については、学校教育法の規定に基づき、学長及び校長にその一部の権限を委任しています。

理事会及び理事長は、設置校の目的を達成するための各種政策の意思決定、大学における副学長や学群長等、高校における副校長や教頭の任命、教員採用等については、学長及び校長の意向が十分に反映されるように努めます。

#### 3-1 学長、校長等

##### (1) 学長、校長の責務（役割・職務範囲）

① 学長及び校長は、学則に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、学校教育法の規定に基づき、設置校の校務をつかさどり、所属教職員を統督・監督します。

② 学長及び校長は、理事会から委任された権限を行使します。

③ 所属教職員が、学長及び校長の方針、中期計画、当法人の経営情報を十分

理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長及び校長の補佐体制（副学長・学群長等、副校長・教頭の役割）

- ① 大学副学長の任用に関する規程において、大学に副学長を置くことができることとしており、その職務についても同規程に定めています。
- ② 高校副校長の選任等に関する規程において、高校に副校長を置くことができることとしており、その職務についても同規程に定めています。
- ③ 大学の学群長及び研究科長の役割については、学群長および研究科長の選任等に関する規程において、「学群長は、学長を補佐し、学長の命を受けて当該学群に関する学務をつかさどる。」、「研究科長は、学長を補佐し、学長の命を受けて当該研究科に関する学務をつかさどる。」としています。
- ④ 高校の教頭の役割については、教頭の選任等に関する規程において、「教頭は、校長を補佐するとともに、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。」としています。

### 3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については大学学則に定めています。

ただし、教授会は、学校教育法の規定（注10）に基づき、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

## 第4章 公共性・信頼性

私学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かなくてはなりません。ステークホルダー（学生・生徒・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

### 4-1 学生・生徒に対して

(1) 大学の学生の学びの基礎単位である各学群においても、次の3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ① 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ② 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ③ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- (2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生・生徒の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- (3) 多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生・生徒生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

## 4-2 教職員等に対して

### (1) 教職協働

実効性のある中期計画の OODA ループに基づき設置校の価値向上を確実に推進するため、教育職員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

### (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、設置校の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

#### ① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常勤の理事は、寄附行為等関連規定ならびに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係わる OODA ループを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

#### ② 大学におけるファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育職員個々の教育・研究活動に係る OODA ループを毎年度明示します。

イ 教育職員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

#### ③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 教職員は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

## 4-3 社会に対して

### (1) 認証評価及び自己点検・評価

#### ① 認証評価

大学は、文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受審し、評価結果を

踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた OODA ループの実行

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 大学は、地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

#### 4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守するよう組織的に取り組めます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

## 第5章 大学を設置する学校法人としての透明性の確保

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に有為な人材を輩出する機関であることを踏まえ、学校法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、私立大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、学校法人運営、教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業の位置付けとは異なりますが、学校法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

### 5-1 大学を設置する学校法人としての情報公開

#### (1) 法令上の情報公開

大学を設置する学校法人として公開すべき事項は学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会（注11）のガイドライン等によって次に掲げる事項を指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

#### ① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

#### ② 当法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書

- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- オ 役員に対する報酬等の支給の基準
- カ 事業報告書（例．当法人の概要、事業の概要、財務の概要）

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に関する情報公開
  - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
  - イ 大学間連携
  - ウ 地域連携並びに産学官連携
- ② 当法人に関する情報公開
  - ア 中期計画
  - イ 経営改善計画
  - ウ 当法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の当法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」（注 12）を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以上

[ 注記の説明（概要） ]

**注 1. 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）**

第 6 条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

**注 2. 学校教育法（昭和 26 年法律第 26 号）**

① 第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

② 第 2 条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第 3 条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

**注 3. 私立学校法（昭和 26 年法律第 26 号）**

① 第 2 条 この法律において「学校」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

② 第 3 条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

③ 第 4 条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第 2 号及び第 4 号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

(1) 私立大学及び私立高等専門学校

(2) 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

(3) 第 1 号に掲げる私立学校を設置する学校法人

(4) 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人

(5) 第 1 号に掲げる私立学校と第 2 号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

④ 第 38 条第 5 項

理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

**注 4. 日本私立大学協会（同協会ホームページの概要から引用）**

1946（昭和 21）年 12 月 7 日に「全国私立大学連合会」として発足し、1948（昭和 23）年 3 月 26 日に「日本私立大学協会」と改称し現在に至り、2019（令

和元)年5月現在、385の学校法人・404の大学が加盟する団体

**注5. 「健土健民」** (酪農学園史三より引用)

当法人設立者である黒澤酉蔵が提唱したもので、「健康な国民は健康な食生活から、健康な食生活は健康な食糧から、健康な食糧は健康な農業から、健康な農業は健康な農地から、健康な農地は健康な農民から、健康な農民は健康な心身から、まず心田を肥沃健康にせよ」という教えである。

**注6. 認証評価** (学校教育法)

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

**注7. OODA ループ** (ウーダループ) (Wikipediaより引用)

OODA ループは、観察(Observe)－情勢への適応(Orient)－意思決定(Decide)－行動(Act)－ループ(Feedforward / Feedback Loop)によって、健全な意思決定を実現するというものであり、理論の名称は、これらの頭文字から命名されている。

**注8. 日本私立学校振興・共済事業団** (同事業団ホームページの概要より引用)

私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資する唯一の機関です。

**注9. 寄附行為** (私立学校法)

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称



- (3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
- (4) 事務所の所在地
- (5) 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- (6) 理事会に関する規定
- (7) 評議員会及び評議員に関する規定
- (8) 資産及び会計に関する規定
- (9) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- (10) 解散に関する規定
- (11) 寄附行為の変更に関する規定
- (12) 公告の方法

#### 注10. 学校教育法の規定

第93条 大学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

#### 注11. 日本私立大学団体連合会（同連合会ホームページの概要より引用）

私立大学および加盟団体に共通した重要事項に関する意思決定機関として、また加盟団体を対外的に代表する機関として昭和59年4月17日に設立されました。本連合会は、加盟団体相互の提携・協力により、私立大学における教育と研究の振興発展に寄与することを目的としています。日本私立大学協会及び一般社団法人日本私立大学連盟で構成されています。

#### 注12. 「大学ポートレート」（同サイト（JPCUP）の説明より引用）

大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、文部科学省に設置された

「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の提唱により、大学団体、認証評価機関等から構成される「大学ポートレート運営会議」において審議された運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営するものです。

大学ポートレートは、国公立の大学・短期大学 900 校以上が参加する教育情報を公表するウェブサイトです。大学・短期大学ごとに、「教育上の目的等」「入試」「進路」「教員」「キャンパス」「学部・研究科等の特色」「教育課程（カリキュラム）」「学費・奨学金等」「学生」の情報が載っています。

以上